

就労証明書（記載例）

Summary box containing key information: 証明日 西暦 2024年4月5日, 事業所名 大田区役所, 代表者名 蒲田 五郎, 所在地 大田区蒲田5-13-14, 電話番号 03-5744-1111, 担当者名 大森 花子, 記載者連絡先 03-5744-1280

【証明日】
証明日のないものは無効です。必ず記載してください。
また、押印は不要です。
なお、証明書の有効期限は、証明日から3か月間です(例:証明日が2024年1月16日の場合、2024年4月16日提出まで有効)。

【担当者名】
外勤で、本人が証明発行業務に携わっている場合は、本人以外の者が証明してください。
本人が本人分の証明をした場合、本証明書の再提出となるので、ご注意ください。

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

Main application form with sections: 1. 業種 (公務), 2. フリガナ (オオタ カマタロウ), 3. 雇用(予定)期間等 (2023年10月1日 ~ 2024年9月30日), 4. 本人就労先事業所, 5. 雇用の形態 (契約社員), 6. 就労時間 (月間170時間, 週5日), 7. 就労実績 (2023年6月, 2023年5月, 2023年1月), 8. 産前・産後休業の取得, 9. 育児休業の取得, 10. 産休・育休以外の休業の取得, 11. 復職(予定)年月日, 12. 育児のための短時間勤務制度利用有無, 13. 保育士等としての勤務実態の有無, 14. 備考欄

【雇用(予定)期間等】
無期雇用の方は、就労開始日のみ記載してください。
有期雇用の方は、期間を記載し、No.16も記載してください。

【一月当たりの就労日数/一週当たりの就労日数】
~例~
一週当たり4日就労の場合...一月あたり「月間16日」
一月当たり22日就労の場合...一週当たり「週間6日」※小数点切上げ

【就労日数(変則勤務の場合)】
~例~ (フルタイムで、年末年始は休日としてカウントする勤務形態)
一年当たり244日就労の場合...一月当たり「月間21日」※小数点切上げ

【就労実績】
日数に有休、時間数に有給休暇・休憩・残業時間を含めて記載してください。
No.9やNo.10に該当し、直近の実績ではない、または3か月に満たない場合、当該期間を除く前後の内容を記載してください。

~例~ (お子様が2023/9月生まれの場合)
産前休業前の休業:2023/2/15~2023/4/10【No.10】
産休期間:2023/7/18~2023/11/6
育休期間:2023/11/7~現在【No.9】
→上記の場合、就労実績として1か月分の内容として記載できるのは2023/5月と6月、遡って2023/1月(会社の締め日により前後する可能性)

【産休・育休以外の休業の取得】
会社が認めた休業について証明してください。
介護休業や病休の他、母性健康管理指導事項連絡カードによる休職も該当します。

【育児のための短時間勤務制度利用有無】
未定の場合は、空欄で構いません。
該当する方は、No.17も記載してください。

追加的記載項目欄
15 単身・海外赴任 ※予定含む
16 No.3の有期に☑がある→契約の更新の有無
17 No.12に該当する方の取得(予定)勤務日数

【雇用主の方へ】
◆本証明書は、保育所等利用事務のために使用する書類です。必要事項を漏れなく記載・証明してください。
◆証明内容に関して貴事業所担当者に照会させていただくことがあります。あらかじめご承知おきください。
◆誤って記入した場合、訂正印は不要です。訂正箇所は二重線で消し、正しい情報をご記載ください(修正液や消えるボールペン等の使用は不可)。
◆提出された本証明書は返却できません。記入漏れ等あった場合は、申請者を通して再度提出をお願いします。

【保護者の方へ】
◆本証明書は、雇用主の方に証明いただく書類です。保護者の方は記載しないでください(自営業の方を除く)。
◆本証明書を無断で作成し、又は改変を行った場合、虚偽の申請に当たり、認定・入所内定を取消することがあります。有印私文書偽造罪、有印私文書変造等(刑法第1159条)の罪に該当し得るものとされています。
◆自営業の方はご自身で記載してください。自営業とは、法人化の有無を問わず、経営者本人、又は保護者の2親等以内の親族が経営する会社等に勤務している場合を指します。なお、その他に「自営を証明する書類(開業届等)」と「収入を証明する書類(確定申告等)」の提出が必要です。詳細は「入園申込みのしおり」を参照ください。
◆提出された本証明書は返却できません。あらかじめ提出前にコピーを取ることを推奨します。
◆就労状況を確認するため、就労先に問い合わせることがあります。あらかじめご承知おきください。
◆就労証明書の有効期限は証明日から3か月です。3月を超えてしまった場合は、お手数ですが再度ご用意をお願いします。
◆兄弟姉妹の申請の場合、用意いただく本証明書は各1部(お父様1枚、お母様1枚)のみです。

【その他】
◆ご不明点等は、下記までお問い合わせください。
◆本証明書は、国(内閣府子ども家庭庁)が提示している標準的様式をもとに作成しています。
◆就労証明書の様式、記載要領、記載例は大田区のホームページからダウンロード可能です。

【問い合わせ先】
大田区 保育サービス課 保育利用支援担当 ☎03-5744-1280

【HP】申込書・証明書等
QRコード
就労証明書 2-(1)
記載要領、記載例 2-(2)